



発行 東京都

目次

43

規則（人）

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………

規則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第八号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八イの部一の項中

東京都都民安全推進本部	総合推進部長
東京都戦略政策情報推進本部	戦略事業部長
東京都都民安全推進本部	総合推進部長

改め、同部一の項中

本庁

部の部長（職務区分一）に規定するものを除く。）、主席監察員、政策企画局秘書事務担当部長及び総務局労務担当部長  
オリソピック・パラリンピック準備局局務担当部長のうち、派遣を条例第2条の規定に基づき派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの

を

東京都都民安全推進本部

東京都戦略政策情報推進本部

東京都住宅政策本部

東京都病院経営本部（都立病院を除く。）

東京都中央卸売市場

東京都職員共済組合事務局

本庁

部の部長（職務区分一）に規定するものを除く。）、主席監察員、政策企画局秘書事務担当部長、政策企画局特区推進担当部長及び総務局労務担当部長  
オリソピック・パラリンピック準備局局務担当部長のうち、派遣を条例第2条の規定に基づき派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの

を

東京都都民安全推進本部

東京都住宅政策本部

東京都病院経営本部（都立病院を除く。）

東京都中央卸売市場

東京都職員共済組合事務局

改め、回送三の頁中

東京都民安全推進本部	
東京都戦略政策情報推進本部	
東京都住宅政策本部	
東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	担当部長（職務区分二に規定するもの、職務区分四に規定するもの及び別に定めるものを除く。）
東京都中央卸売市場	
東京都職員共済組合事務局	
東京都教育庁	

や

東京都民安全推進本部	担当部長（職務区分四に規定するもの及び別に定めるものを除く。）
東京都住宅政策本部	
東京都病院経営本部（都立病院を除く。）	
東京都中央卸売市場	
東京都職員共済組合事務局	
東京都教育庁	

に

改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

